

越生町空き家成約奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用及び越生町空き家バンク制度実施要綱（令和3年第4号）による空き家バンク制度の普及促進並びに店舗の有効活用による商業及び地域の活性化を図るため、移住希望者若しくは町内在住者又は出店希望者が空き家を利用する場合において、当該空き家の提供者に対し、予算の範囲において空き家成約奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 越生町空き家バンク制度実施要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 登録者 自ら所有する空き家を、空き家バンクに登録している者をいう。
- (3) 移住希望者 本町以外から本町に転入しようとする者をいう。
- (4) 町内在住者 本町に住所を有する者をいう。
- (5) 出店希望者 本町で商業等を行おうとする者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 登録者であること。
- (2) 移住希望者若しくは町内在住者又は出店希望者との間で空き家について売買契約を行っていること。
- (3) 前号の移住希望者若しくは町内在住者又は出店希望者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと。
- (4) 第2号の空き家は登録者又はその親族が10年以上所有していること。

(奨励金等)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

2 奨励金は、交付対象となる空き家に対し、1回に限り交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を希望する交付対象者は、越生町空き家成立奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約に係る契約書の写し
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) その他町長が必要と定める書類
- （交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、越生町空き家成約奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第7条 前条の規定による奨励金の交付決定の通知を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、越生町空き家成約奨励金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（奨励金の返還等）

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。